

入 札 説 明 書

令和7年10月15日さいたま市公告（調達）第99号により公告した「さいたま市立岸町保育園外46園で使用する電気」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

さいたま市立岸町保育園 外46園で使用する電気

2 仕様その他明細に関する質問方法

- (1) 提出先 さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課（公立保育管理係）
〒330 - 9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 - 829 - 1867（直通）

FAX 048 - 829 - 2516

- (2) 提出方法 添付の質問書を以下アドレス宛電子メールで提出してください。

宛先：hoiku@city.saitama.lg.jp

※件名には「【保育課電力入札】質問書」の文を入れるようにしてください。

- (3) 受付期間 公告の日から令和7年11月5日（水）まで

（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、毎日午前9時から午後4時まで）

- (4) 回答方法 令和7年11月19日（水）までに電子メールにて送付します。

3 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出に関する事項

競争入札参加申込兼資格確認申請書は、次に掲げる書類を添付し、令和7年11月5日（水）までに必ず提出してください。

ア 公告 第2項 競争入札参加資格に関する事項（4）を証明する書類。

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者、又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者は、その証明する書類の写し。

イ 公告 第2項 競争入札参加資格に関する事項（5）を証明する書類。

電源の所在地、当該電源の出力及び電気の送電方法等、供給体制（事故発生時の対応を含む）を記載した書類（任意様式）

4 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

2（1）に同じ

- (2) 交付日時

令和7年11月19日（水）午前9時から午後4時まで

- (3) その他

郵送希望者については、3の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場

合のみ受け付けるものとします。

5 入札

入札日時・場所については以下のとおりです。

日時：令和7年12月3日（水）午前10時00分

場所：さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟1階 第7会議室

【郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先】

受領期限：令和7年12月2日（火）必着

書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出してください。

送付先：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課

6 入札保証金の納付免除に関する事項

（1）競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（2）入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和7年11月5日（水）までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア （1）のアに該当する場合 契約書の写し

イ （1）のイに該当する場合 入札保証保険証券

7 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

（1）入札及び開札に立ち会う者は、入札参加者又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できます。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出していただきます）。

また、入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切ってください。

（2）入札参加者又はその代理人は、入札場所に入場するときは、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

8 入札保証金に関する事項

（1）入札保証金の納付期限 令和7年11月26日（水）

（2）入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

（3）その他 入札時に領収書の写しを必ず持参してください。郵便による入札を行う場合は、領収書の写しを必ず同封してください。

9 その他必要な事項

（1）提出書類に関する注意事項

競争入札参加資格を得るため又は入札保証金の免除に必要な条件の証明に当たって提出する契約書及び仕様書等の書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳本を添付してください。

（2）入札方法

ア 入札書及び入札金額見積内訳書を、表に「さいたま市長」と書いた封筒に入れて提出してください。なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む）にて送付してください。

イ 初度入札時には、入札金額見積内訳書を必ず提出してください。

ウ 入札金額見積内訳書の様式を以下の条件別に用意しますので、仕様書別紙 2-1、2-2 に示す、契約電力、契約容量、契約電流及び予定使用電力量等にしたがって、見積ってください（その他当該契約に関する一切の諸経費を含めてください）。

契約種別	力率
低圧電力	90%
低圧電力	85%
低圧電力	80%
従量電灯 C	—
従量電灯 B	—

5 種類の入札金額見積内訳書を用意します。

エ 入札金額ですが、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（入札金額見積内訳書の合計額）の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

オ 入札金額見積内訳書において、所定様式に積算の内訳を記載できない場合は、所定様式を見本に入札金額の積算の内訳を任意様式（用紙は A4 サイズとし、2 ページ以上に及ぶときは袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出してください。入札金額見積内訳書の積算に誤りがある場合、または入札金額見積内訳書が入札金額と対応していない場合は、無効とします。

（3）再度入札の実施

ア 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

イ 再度入札の回数は、1 回とします。

ウ 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者及び初回の入札で無効とされた者は参加できません。

（4）契約手続等

ア 契約予定日

令和 7 年 12 月 11 日（木）

イ 契約書に記載する金額

契約金額（基本料金及び電力量料金）は、落札決定した価格の「入札金額見積内訳書」の項目による税込み単価（内税方式）とします。

ウ 支払方法

支払方法は、暦月を単位とした各項目の数量に税込み単価を乗じて得た金額を支払うものとします。

エ 縦覧に供する契約条項等

（ア）さいたま市契約規則

（イ）さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

（ウ）さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（物品）

10 契約及び入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課（公立保育管理係）

電話 048-829-1867（直通）

1.1 特記事項

この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に該当します。

そのため、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更または解除する場合があります。

1.2 添付書類

- （1）さいたま市立岸町保育園外46園で使用する電気の仕様書
- （2）さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（物品の製造、買入れ、修理（物品等の賃貸借を除く））
- （3）さいたま市電気需給契約基準約款
- （4）競争入札参加申込兼資格確認申請書
- （5）入札保証金免除申請書
- （6）質問書
- （7）仕様書別紙2・3
- （8）入札書・委任状・入札辞退届
- （9）入札金額見積内訳書

さいたま市立岸町保育園 外 4 6 園で使用する電気の仕様書

1 概要

- (1) 需要場所 さいたま市立岸町保育園 外 4 6 園
 さいたま市浦和区岸町 6－5－1 2 外
 （詳細は別紙 1－1～1－2 のとおり）
- (2) 業種及び用途 保育園（動力需要／電灯需要）

2 仕様

- (1) 需要場所（用途別）の供給電気方式、供給電圧、計量電圧、標準周波数等
 - ア 動力需要
 別紙 1－1 のとおり
 - イ 電灯需要
 別紙 1－2 のとおり
- (2) 需要場所（用途別）の契約電力等および予定使用電力量
 - ア 動力需要
 別紙 2－1 のとおり
 - イ 電灯需要
 別紙 2－2 のとおり
- (3) 需要場所（用途別）の電気使用実績
 - ア 動力需要
 別紙 3－1 のとおり
 - イ 電灯需要
 別紙 3－2 のとおり
- (4) 需給期間
 令和 8 年 2 月の検針日から令和 9 年 2 月の検針日の前日まで
 （上記需給期間を原則とし、これによりがたい場合には、さいたま市電気需給契約基準約款第 1 2 条により算定される期間とする。）
- (5) 電力量等の検針
 遠隔自動検針による検針方法とする。受注者は、スマートメーターへの切換え、又は、自動検針端末の取付けが行われていない需要場所の計量器について一般送配電事業者と調整を図ること。
- (6) 需給地点
 別紙 1－1～1－2 のとおり
- (7) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点
 電気工作物の財産分界点に同じ
- (9) 供給電気の要件等
 供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は 100%以上とすること。なお、再生可能エネ

ルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）。

イ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であって **FIT** 非化石証書及びトラッキング付非 **FIT** 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来の **J-クレジット**。

3 特記事項

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整（燃料費調整額）及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、さいたま市電気需給契約基準約款及び関東管内の一般送配電事業者が定める供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、（入札金額見積内訳書に記載された力率による）力率割引を考慮し、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。また、契約の際は、同一の契約種別の場合に適用する基本料金、電力量料金の各単価は一律とするので、積算にあたり、同一の契約種別内では需要場所毎に異なる単価は使用しないこと。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力、最大需要電力の単位は 1 キロワット（1kW）とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア（1kVA）とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 契約電流の単位は、1 アンペア（1A）とする。
 - エ 使用電力量の単位は 1 キロワット時（1kWh）とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - オ 力率の単位は 1 パーセント（1%）とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - カ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - キ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - ク 請求時の料金の計算は需要場所毎とする。また、同一の需要場所で複数の契約種別を契約している場合は、契約種別毎に計算を行うこと。
- (4) 発注者が各需要場所（同一の需要場所で複数の契約種別を契約している場合は、契約種別毎）の月別の電力使用実績内訳及び請求金額内訳を、無料で確認できること。（確認方法は、CSV形式のデータ、紙又は **WEB** 等による。）
- (5) 受注者は、事業者切り替えに必要な手続き又は供給開始までの流れについて、発注者に説明を行うこと。
- (6) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、発注者が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (7) 太陽光発電設備による売電は行っていない。
- (8) 料金の支払方法は、口座振替（いわゆる自動引落とし）とし、落札後、口座振替に必要な手続きを発注者に説明を行うこと。万が一、手続完了に時間を要し納付書による方法が発生した場合には、

納付書発行に係る手数料は無料とすること。詳細については、発注者の指示に従うこと。

なお、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（様式自由）で提出することとする。

- (9) 契約締結後に契約電力や支払方法等を変更するにあたり、発注者が協議を申し入れた場合は、受注者は誠意をもって協議に応じ、迅速に対応すること。
- (10) 落札者は、落札後速やかに供給開始までに必要な手続きや提出書類を示した計画書（任意様式）を提出すること。

番号	需要場所 (施設名称)	需要場所 (住所)	契約種別	需給地点	蓄熱式負荷設備の有 無	小容量蓄熱式負 荷設備の有無	常用自家発電設 備の有無	非常用自家発電 設備の有無	電化厨房機器の 有無	太陽光発電設備 の発電容量(kW)	電力貯蔵用電池 設備容量(kWh)
1	岸町保育園	浦和区岸町6-5-12	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
2	領家保育園	浦和区領家7-14-16	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
3	駒場保育園	浦和区駒場1-27-7	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
4	大久保保育園	桜区大字大久保領家373-1	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
5	浦和中央保育園	浦和区仲町2-13-7	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
6	南浦和保育園	南区根岸2-19-3	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
7	田島保育園	桜区田島2-16-7	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
8	尾間木保育園	緑区中尾1432-5	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
9	原山保育園	緑区原山1-7-2	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
10	常盤保育園	浦和区常盤9-3-16	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
11	常盤北保育園	浦和区針ヶ谷4-1-1	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
12	文蔵保育園	南区文蔵3-7-14	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
13	白幡保育園	南区白幡3-1-2	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
14	大谷場保育園	南区南浦和3-36-11	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
15	白鵞保育園	桜区大字白鵞511	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
16	東仲町保育園	浦和区東仲町28-16	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
17	辻保育園	南区辻3-10-15	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
18	大東保育園	浦和区大東2-18-7	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
19	三室保育園	緑区大字三室1629-6	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
20	西堀保育園	桜区桜田3-9-12	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
21	針ヶ谷保育園	浦和区針ヶ谷1-4-3	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
22	上大久保保育園	桜区大字上大久保940-3	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
23	日進保育園	北区日進町2-632	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
24	東大成保育園	北区東大成町2-103	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
25	宮原保育園	北区委原町2-83-2	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
26	三橋保育園	大宮区三橋2-929	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
27	天沼保育園	大宮区天沼2-438-1	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無

番号	需要場所 (施設名称)	需要場所 (住所)	契約種別	需給地点	蓄熱式負荷設備の有 無	小容量蓄熱式負 荷設備の有無	常用自家発電設 備の有無	非常用自家発電 設備の有無	電化厨房機器の 有無	太陽光発電設備 の発電容量(kW)	電力貯蔵用電池 設備容量(kWh)
28	日進西保育園	北区日進町1-800-1	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
29	上小保育園	大宮区上小町845-4	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
30	大成保育園	大宮区大成町3-655-1	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
31	片柳保育園	見沼区大字御蔵796	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
32	植水保育園	西区大字佐知川306	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
33	東大宮保育園	見沼区丸ヶ崎町13-13	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
34	寿能保育園	大宮区寿能町2-140	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
35	奈良保育園	北区奈良町125-6	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
36	七里東保育園	見沼区大字新堤40	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
37	指扇保育園	西区高木567-3	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
38	泰平保育園	北区今羽町596	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
39	馬宮保育園	西区大字西遊馬119	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
40	三橋西保育園	西区三橋6-381-1	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
41	上落合保育園	中央区上落合2-9-10	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
42	大戸保育園	中央区大戸2-7-19	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
43	下落合保育園	中央区上落合1-5-3	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
44	八王子保育園	中央区八王子5-12-17	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
45	岩槻本町保育園	岩槻区本町2-5-5	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
46	諏訪保育園	岩槻区諏訪2-5-1	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
47	美幸保育園	岩槻区美幸町3-18	低圧	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無

※①供給電気方式は交流3相3線式、②供給電圧(標準電圧)及び計量電圧(標準電圧)は200ボルト、③供給方式は1回線、④標準周波数は50Hzです。

※記載内容と現況が異なる場合は現況を優先とする。

別紙１－２ 概要及び仕様一覧

従量電灯B又はC

番号	需要場所 (施設名称)	需要場所 (住所)	契約種別	需給地点	蓄熱式負荷設備の有 無	小容量蓄熱式負 荷設備の有無	常用自家発電設 備の有無	非常用自家発電 設備の有無	電化厨房機器の 有無	太陽光発電設備 の発電容量(kW)	電力貯蔵用電池 設備容量(kWh)
1	岸町保育園	浦和区岸町6-5-12	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
2	領家保育園	浦和区領家7-14-16	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
3	駒場保育園	浦和区駒場1-27-7	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
4	大久保保育園	桜区大字大久保領家373-1	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
5	浦和中央保育園	浦和区仲町2-13-7	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
6	南浦和保育園	南区根岸2-19-3	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
7	田島保育園	桜区田島2-16-7	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
8	尾間木保育園	緑区中尾1432-5	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
9	原山保育園	緑区原山1-7-2	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
10	常盤保育園	浦和区常盤9-3-16	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
11	常盤北保育園	浦和区針ヶ谷4-1-1	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
12	文蔵保育園	南区文蔵3-7-14	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
13	白幡保育園	南区白幡3-1-2	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
14	白鵜保育園	桜区大字白鵜511	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
15	東仲町保育園	浦和区東仲町28-16	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
16	辻保育園	南区辻3丁目10-15	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
17	大東保育園	浦和区大東2-18-7	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
18	三室保育園	緑区大字三室1629-6	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
19	西堀保育園	桜区桜田3-9-12	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
20	針ヶ谷保育園	浦和区針ヶ谷1-4-3	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
21	上大久保保育園	桜区大字上大久保940-3	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
22	日進保育園	北区日進町2-632	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
23	東大成保育園	北区東大成町2-103	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
24	宮原保育園	北区宮原町2-83-2	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
25	三橋保育園	大宮区三橋2-929	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
26	天沼保育園	大宮区天沼町2-438-1	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
27	日進西保育園	北区日進町1-800-1	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無

番号	需要場所 (施設名称)	需要場所 (住所)	契約種別	需給地点	蓄熱式負荷設備の有 無	小容量蓄熱式負 荷設備の有無	常用自家発電設 備の有無	非常用自家発電 設備の有無	電化厨房機器の 有無	太陽光発電設備 の発電容量(kW)	電力貯蔵用電池 設備容量(kWh)
28	上小保育園	大宮区上小町845-4	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
29	大成保育園	大宮区大成町3-655-1	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
30	片柳保育園	見沼区大字御蔵796	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
31	植水保育園	西区大字佐知川306	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
32	東大宮保育園	見沼区丸ヶ崎町13-13	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
33	寿能保育園	大宮区寿能町2-140	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
34	奈良保育園	北区奈良町125-6	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
35	七里東保育園	見沼区大字新堤40	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
36	指扇保育園	西区高木567-3	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
37	泰平保育園	北区今羽町596	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
38	馬宮保育園	西区大字西遊馬119	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
39	三橋西保育園	西区三橋6-381-1	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
40	上落合保育園	中央区上落合2-9-10	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
41	大戸保育園	中央区大戸2-7-19	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
42	下落合保育園	中央区上落合1-5-3	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
43	八王子保育園	中央区八王子5-12-17	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
44	岩槻本町保育園	岩槻区本町2-5-5	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
45	諏訪保育園	岩槻区諏訪2-5-1	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
46	美幸保育園	岩槻区美幸町3-18	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
47	大谷場保育園	南区南浦和3-36-11	従量電灯C	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
48	大谷場保育園	南区南浦和3-36-11	従量電灯B	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
49	大谷場保育園	南区南浦和3-36-11	従量電灯B	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
50	大谷場保育園	南区南浦和3-36-11	従量電灯B	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
51	大谷場保育園	南区南浦和3-36-11	従量電灯B	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
52	大谷場保育園	南区南浦和3-36-11	従量電灯B	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無
53	大谷場保育園	南区南浦和3-36-11	従量電灯B	東京電力パワーグリッド株式会社の電線路または引込線とさいたま市の電気設備との接続点	無	無	無	無	無	無	無

※①供給電気方式は交流単相2線式、②供給電圧(標準電圧)及び計量電圧(標準電圧)は100ボルト又は200ボルト、③供給方式は1回線、④標準周波数は50Hzです。

※記載内容と現況が異なる場合は現況を優先とする。

別紙2－1 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

低圧

番号	施設名称	契約電力 (キロワット)	予定使用電力量(キロワット時)												合計
			令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
1	岸町保育園	31	2,900	2,500	1,600	900	1,600	4,200	4,600	4,800	2,500	1,100	1,400	2,600	30,700
2	領家保育園	41	3,000	2,500	1,700	1,200	2,400	4,200	4,900	4,100	1,600	950	2,100	2,300	30,950
3	駒場保育園	36	4,300	2,800	1,700	1,600	2,700	4,300	6,000	5,300	2,300	1,800	3,000	3,500	39,300
4	大久保保育園	27	3,300	2,600	1,800	1,100	2,000	5,100	5,700	4,600	2,200	1,000	2,000	2,900	34,300
5	浦和中央保育園	24	3,400	2,700	1,700	850	1,600	4,300	5,300	5,300	2,700	1,200	1,900	2,800	33,750
6	南浦和保育園	27	3,500	2,900	1,900	1,000	1,800	4,400	4,700	4,200	3,000	1,300	1,600	2,900	33,200
7	田島保育園	17	1,900	1,600	1,400	1,100	1,600	2,900	3,200	2,800	2,300	1,400	1,200	1,600	23,000
8	尾間木保育園	44	3,000	2,200	1,300	1,000	2,300	5,100	6,900	5,200	1,500	850	2,200	2,900	34,450
9	原山保育園	29	3,100	2,400	1,400	1,300	2,300	4,000	5,100	4,100	1,800	1,100	2,300	2,600	31,500
10	常盤保育園	20	3,000	2,200	1,400	750	1,300	3,400	3,700	3,200	1,500	900	1,700	2,500	25,550
11	常盤北保育園	28	2,000	1,800	1,200	650	1,500	3,400	3,600	3,400	1,600	700	1,400	1,900	23,150
12	文蔵保育園	25	2,200	1,900	1,800	650	650	1,800	3,700	3,000	2,700	900	850	2,100	22,250
13	白幡保育園	34	3,100	2,700	1,800	1,000	2,300	5,300	5,300	4,800	3,300	1,200	1,500	2,700	35,000
14	大谷場保育園	30	3,200	2,800	2,100	700	550	2,100	3,500	3,200	2,500	850	950	2,700	25,150
15	白鵜保育園	31	2,300	2,000	1,300	650	1,000	2,400	3,200	2,700	1,400	900	1,600	2,000	21,450
16	東仲町保育園	23	2,500	2,100	1,400	750	1,500	3,800	4,100	4,400	2,300	1,100	1,500	2,100	27,550
17	辻保育園	29	2,500	2,200	1,500	650	1,200	3,000	4,100	3,700	2,600	1,100	1,400	2,100	26,050
18	大東保育園	43	3,400	2,600	2,000	1,500	2,700	4,000	4,000	3,800	2,200	1,700	2,500	2,700	33,100
19	三室保育園	17	1,300	1,100	1,200	1,100	1,300	1,500	1,600	1,500	1,200	1,200	1,200	1,100	15,300
20	西堀保育園	33	3,400	2,600	1,700	1,000	1,700	3,800	4,700	4,200	2,100	1,400	2,100	2,800	31,500

別紙2－1 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

低圧

番号	施設名称	契約電力 (キロワット)	予定使用電力量(キロワット時)												合計
			令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
21	針ヶ谷保育園	46	4,600	4,100	2,800	1,600	2,900	5,500	6,100	5,300	3,000	1,800	3,200	4,200	45,100
22	上大久保保育園	31	3,500	2,700	2,000	1,300	1,900	4,800	5,100	4,300	2,400	1,300	2,300	3,200	34,800
23	日進保育園	25	1,800	1,500	1,200	900	1,500	3,500	3,800	3,300	1,900	1,000	1,300	1,600	23,300
24	東大成保育園	29	2,900	2,200	1,500	1,400	2,500	3,600	4,400	3,800	1,800	1,400	2,000	2,400	29,900
25	宮原保育園	32	2,100	1,900	1,500	1,100	1,800	3,600	4,300	3,800	2,000	1,200	1,900	2,100	27,300
26	三橋保育園	14	1,300	1,200	1,200	1,000	1,300	1,500	1,500	1,400	1,300	1,100	1,200	1,200	15,200
27	天沼保育園	44	3,600	3,400	2,900	7,400	1,100	2,700	4,300	4,300	3,400	1,400	1,800	3,200	39,500
28	日進西保育園	23	2,300	1,800	1,200	800	1,300	3,300	3,900	3,900	1,700	850	1,400	2,000	24,450
29	上小保育園	28	2,300	1,800	1,200	600	1,100	2,500	3,400	2,900	2,100	850	1,100	1,800	21,650
30	大成保育園	30	2,400	2,100	1,500	900	1,500	3,200	3,900	3,200	2,500	1,100	1,200	2,200	25,700
31	片柳保育園	27	2,200	1,900	1,600	750	850	1,900	3,100	2,800	2,300	1,000	950	1,900	21,250
32	植水保育園	25	3,700	3,100	1,900	750	1,600	4,100	4,500	4,500	2,300	1,100	2,300	3,200	33,050
33	東大宮保育園	30	3,000	2,100	1,300	1,200	2,600	4,900	5,400	4,300	1,500	950	2,400	2,600	32,250
34	寿能保育園	34	3,500	2,400	1,600	1,400	2,400	4,400	4,800	4,400	1,800	1,600	2,600	3,000	33,900
35	奈良保育園	37	4,700	3,700	2,400	1,600	2,600	6,100	7,100	5,600	2,900	1,500	2,900	4,200	45,300
36	七里東保育園	36	3,300	3,200	2,700	1,300	1,500	3,300	5,100	4,500	3,800	1,600	1,700	3,100	35,100
37	指扇保育園	34	2,500	2,100	1,400	800	1,300	3,600	4,700	4,100	2,000	1,100	1,600	2,200	27,400
38	泰平保育園	25	2,100	1,600	1,000	800	1,800	3,100	3,100	3,100	1,500	800	1,400	1,600	21,900
39	馬宮保育園	24	2,200	1,700	1,200	850	1,400	2,700	2,900	2,900	1,500	1,100	1,500	1,700	21,650
40	三橋西保育園	32	3,100	2,400	1,600	800	1,500	4,300	4,700	4,500	2,000	950	2,000	2,600	30,450

別紙2－1 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

低圧

番号	施設名称	契約電力 (キロワット)	予定使用電力量(キロワット時)												合計
			令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
41	上落合保育園	19	2,200	1,900	1,600	1,200	1,700	2,500	2,600	2,700	2,200	1,500	1,400	1,600	23,100
42	大戸保育園	20	2,300	1,700	1,600	1,300	1,500	1,800	2,000	2,100	1,600	1,600	2,100	2,100	21,700
43	下落合保育園	37	2,500	2,100	1,900	1,400	1,900	3,000	3,600	3,600	2,700	1,500	1,400	1,700	27,300
44	八王子保育園	28	3,000	2,500	1,900	1,200	1,500	2,900	3,800	3,400	2,800	1,500	1,700	2,700	28,900
45	岩槻本町保育園	34	2,300	1,600	1,200	1,200	2,200	3,900	4,300	3,500	1,700	1,100	1,900	2,100	27,000
46	諏訪保育園	35	4,100	3,000	2,100	1,900	3,400	5,500	6,600	5,600	2,300	1,900	2,900	3,200	42,500
47	美幸保育園	26	2,500	1,900	1,500	1,500	2,300	4,100	4,700	4,100	1,700	1,400	2,000	2,100	29,800
	合計	1,394	133,300	107,800	77,400	56,400	82,950	169,300	201,600	180,200	102,000	56,850	84,550	114,300	1,366,650

夏 季：令和8年7月1日から令和8年9月30日までの期間

その他季：令和8年2月1日から令和8年6月30日までの期間及び令和8年10月1日から令和9年1月31日までの期間

別紙2ー2 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

従量電灯B又はC

番号	施設名称	契約電流(A) 又は 契約容量 (kVA)	契約種別		予定使用電力量(キロワット時)												合計
					令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
1	岸町保育園	19kVA	従量電灯C		1,600	1,500	1,500	1,300	1,700	1,700	1,700	1,900	1,600	1,500	1,500	1,300	18,800
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,300	1,200	1,200	1,000	1,400	1,400	1,400	1,600	1,300	1,200	1,200	1,000	15,200
2	領家保育園	40kVA	従量電灯C		1,700	1,500	1,600	1,500	1,800	1,800	1,700	1,700	1,500	1,600	1,600	1,400	19,400
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,400	1,200	1,300	1,200	1,500	1,500	1,400	1,400	1,200	1,300	1,300	1,100	15,800
3	駒場保育園	15kVA	従量電灯C		1,500	1,200	1,300	1,300	1,500	1,700	1,500	1,500	1,300	1,300	1,300	1,200	16,600
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,200	900	1,000	1,000	1,200	1,400	1,200	1,200	1,000	1,000	1,000	900	13,000
4	大久保保育園	18kVA	従量電灯C		1,900	1,700	1,900	1,600	1,800	1,900	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,600	21,500
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,600	1,400	1,600	1,300	1,500	1,600	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,300	17,900
5	浦和中央保育園	14kVA	従量電灯C		2,000	1,800	1,800	1,600	1,800	2,000	2,000	2,100	1,800	1,800	1,900	1,600	22,200
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,700	1,500	1,500	1,300	1,500	1,700	1,700	1,800	1,500	1,500	1,600	1,300	18,600
6	南浦和保育園	15kVA	従量電灯C		1,800	1,700	1,900	1,600	2,000	2,000	2,000	1,900	1,900	1,800	1,900	1,700	22,200
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,500	1,400	1,600	1,300	1,700	1,700	1,700	1,600	1,600	1,500	1,600	1,400	18,600
7	田島保育園	23kVA	従量電灯C		3,300	3,100	3,700	3,100	3,400	3,500	3,800	3,500	3,300	3,300	3,300	3,100	40,400
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	3,000	2,800	3,400	2,800	3,100	3,200	3,500	3,200	3,000	3,000	3,000	2,800	36,800

別紙2-2 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

従量電灯B又はC

番号	施設名称	契約電流(A) 又は 契約容量 (kVA)	契約種別		予定使用電力量(キロワット時)												合計
					令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
8	尾間木保育園	45kVA	従量電灯C		2,300	2,000	2,400	2,100	2,300	2,300	2,400	2,200	2,300	2,300	2,200	2,000	26,800
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	2,000	1,700	2,100	1,800	2,000	2,000	2,100	1,900	2,000	2,000	1,900	1,700	23,200
9	原山保育園	10kVA	従量電灯C		1,300	1,200	1,300	1,100	1,300	1,400	1,400	1,400	1,300	1,200	1,300	1,200	15,400
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,000	900	1,000	800	1,000	1,100	1,100	1,100	1,000	900	1,000	900	11,800
10	常盤保育園	15kVA	従量電灯C		1,400	1,200	1,100	1,100	1,300	1,600	1,500	1,500	1,200	1,300	1,200	1,100	15,500
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,100	900	800	800	1,000	1,300	1,200	1,200	900	1,000	900	800	11,900
11	常盤北保育園	13kVA	従量電灯C		1,800	1,700	1,700	1,300	1,600	1,700	1,700	1,600	1,500	1,500	1,700	1,700	19,500
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,500	1,400	1,400	1,000	1,300	1,400	1,400	1,300	1,200	1,200	1,400	1,400	15,900
12	文蔵保育園	8kVA	従量電灯C		1,200	1,100	1,200	950	950	1,100	1,300	1,200	1,100	1,100	1,000	1,200	13,400
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	900	800	900	650	650	800	1,000	900	800	800	700	900	9,800
13	白幡保育園	40kVA	従量電灯C		2,900	2,500	2,400	1,800	1,900	2,000	2,200	2,100	2,000	2,000	2,500	2,800	27,100
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	2,600	2,200	2,100	1,500	1,600	1,700	1,900	1,800	1,700	1,700	2,200	2,500	23,500
14	白嶽保育園	15kVA	従量電灯C		1,100	1,000	1,000	800	900	1,100	1,200	1,100	950	950	950	950	12,000
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	800	700	700	500	600	800	900	800	650	650	650	650	8,400

別紙2-2 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

従量電灯B又はC

番号	施設名称	契約電流(A) 又は 契約容量 (kVA)	契約種別		予定使用電力量(キロワット時)												
					令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	合計
15	東仲町保育園	20kVA	従量電灯C		1,600	1,400	1,400	1,200	1,500	1,600	1,600	1,800	1,500	1,400	1,500	1,300	17,800
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,300	1,100	1,100	900	1,200	1,300	1,300	1,500	1,200	1,100	1,200	1,000	14,200
16	辻保育園	16kVA	従量電灯C		1,400	1,300	1,300	950	1,100	1,200	1,500	1,400	1,400	1,300	1,400	1,400	15,650
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,100	1,000	1,000	650	800	900	1,200	1,100	1,100	1,000	1,100	1,100	12,050
17	大東保育園	45kVA	従量電灯C		2,200	1,900	2,100	1,800	2,200	2,200	2,100	2,100	1,800	1,800	2,200	1,900	24,300
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,900	1,600	1,800	1,500	1,900	1,900	1,800	1,800	1,500	1,500	1,900	1,600	20,700
18	三室保育園	24kVA	従量電灯C		1,900	1,700	1,700	1,600	1,800	1,900	2,000	1,900	1,800	1,800	1,800	1,700	21,600
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,600	1,400	1,400	1,300	1,500	1,600	1,700	1,600	1,500	1,500	1,500	1,400	18,000
19	西堀保育園	10kVA	従量電灯C		1,200	1,100	1,100	950	1,200	1,300	1,300	1,300	1,200	1,200	1,100	1,100	14,050
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	900	800	800	650	900	1,000	1,000	1,000	900	900	800	800	10,450
20	針ヶ谷保育園	30kVA	従量電灯C		1,800	1,600	1,700	1,400	1,700	1,900	1,800	1,800	1,500	1,400	1,600	1,600	19,800
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,500	1,300	1,400	1,100	1,400	1,600	1,500	1,500	1,200	1,100	1,300	1,300	16,200
21	上大久保保育園	14kVA	従量電灯C		1,800	1,600	1,600	1,400	1,700	1,900	2,000	1,900	1,700	1,600	1,600	1,600	20,400
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,500	1,300	1,300	1,100	1,400	1,600	1,700	1,600	1,400	1,300	1,300	1,300	16,800

別紙2-2 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

従量電灯B又はC

番号	施設名称	契約電流(A) 又は 契約容量 (kVA)	契約種別		予定使用電力量(キロワット時)												合計
					令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
22	日進保育園	24kVA	従量電灯C		2,000	1,800	1,900	1,600	1,900	2,000	2,100	2,000	1,900	1,900	1,900	1,800	22,800
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,700	1,500	1,600	1,300	1,600	1,700	1,800	1,700	1,600	1,600	1,600	1,500	19,200
23	東大成保育園	30kVA	従量電灯C		1,700	1,400	1,400	1,300	1,500	1,400	1,500	1,500	1,400	1,500	1,500	1,400	17,500
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,400	1,100	1,100	1,000	1,200	1,100	1,200	1,200	1,100	1,200	1,200	1,100	13,900
24	宮原保育園	15kVA	従量電灯C		1,500	1,400	1,600	1,400	1,600	1,700	1,700	1,800	1,600	1,500	1,600	1,300	18,700
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,200	1,100	1,300	1,100	1,300	1,400	1,400	1,500	1,300	1,200	1,300	1,000	15,100
25	三橋保育園	35kVA	従量電灯C		2,000	1,800	2,000	1,700	2,100	2,200	2,100	2,000	2,100	1,900	2,100	1,900	23,900
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,700	1,500	1,700	1,400	1,800	1,900	1,800	1,700	1,800	1,600	1,800	1,600	20,300
26	天沼保育園	30kVA	従量電灯C		3,200	3,000	3,100	2,400	2,300	2,500	2,700	2,700	2,600	2,500	2,600	3,100	32,700
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	2,900	2,700	2,800	2,100	2,000	2,200	2,400	2,400	2,300	2,200	2,300	2,800	29,100
27	日進西保育園	8kVA	従量電灯C		1,200	1,000	1,000	900	1,000	1,100	1,200	1,200	950	1,000	1,000	1,000	12,550
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	900	700	700	600	700	800	900	900	650	700	700	700	8,950
28	上小保育園	15kVA	従量電灯C		1,900	1,600	1,700	1,600	1,800	1,900	2,100	2,000	1,800	1,800	1,700	1,600	21,500
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,600	1,300	1,400	1,300	1,500	1,600	1,800	1,700	1,500	1,500	1,400	1,300	17,900

別紙2-2 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

従量電灯B又はC

番号	施設名称	契約電流(A) 又は 契約容量 (kVA)	契約種別		予定使用電力量(キロワット時)												合計
					令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
29	大成保育園	40kVA	従量電灯C		1,700	1,500	1,500	1,200	1,300	1,500	1,600	1,500	1,400	1,300	1,400	1,600	17,500
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,400	1,200	1,200	900	1,000	1,200	1,300	1,200	1,100	1,000	1,100	1,300	13,900
30	片柳保育園	15kVA	従量電灯C		950	850	950	750	800	850	900	850	850	850	800	900	10,300
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	650	550	650	450	500	550	600	550	550	550	500	600	6,700
31	植水保育園	10kVA	従量電灯C		1,400	1,300	1,200	950	1,200	1,200	1,200	1,300	1,200	1,200	1,300	1,200	14,650
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,100	1,000	900	650	900	900	900	1,000	900	900	1,000	900	11,050
32	東大宮保育園	14kVA	従量電灯C		1,400	1,300	1,400	1,300	1,500	1,600	1,500	1,500	1,500	1,400	1,500	1,300	17,200
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,100	1,000	1,100	1,000	1,200	1,300	1,200	1,200	1,200	1,100	1,200	1,000	13,600
33	寿能保育園	14kVA	従量電灯C		1,800	1,500	1,600	1,500	1,700	1,700	1,800	1,700	1,600	1,700	1,700	1,600	19,900
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,500	1,200	1,300	1,200	1,400	1,400	1,500	1,400	1,300	1,400	1,400	1,300	16,300
34	奈良保育園	13kVA	従量電灯C		2,200	1,800	1,900	1,700	2,000	2,100	1,900	1,900	2,000	2,100	2,100	1,800	23,500
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,900	1,500	1,600	1,400	1,700	1,800	1,600	1,600	1,700	1,800	1,800	1,500	19,900
35	七里東保育園	17kVA	従量電灯C		1,300	1,300	1,300	1,200	1,100	1,300	1,400	1,300	1,200	1,200	1,200	1,300	15,100
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,000	1,000	1,000	900	800	1,000	1,100	1,000	900	900	900	1,000	11,500

別紙2-2 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

従量電灯B又はC

番号	施設名称	契約電流(A) 又は 契約容量 (kVA)	契約種別		予定使用電力量(キロワット時)												合計
					令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
36	指扇保育園	16kVA	従量電灯C		2,100	1,900	1,900	1,800	2,000	2,200	2,400	2,300	2,000	2,000	2,000	1,800	24,400
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,800	1,600	1,600	1,500	1,700	1,900	2,100	2,000	1,700	1,700	1,700	1,500	20,800
37	泰平保育園	23kVA	従量電灯C		2,500	2,100	2,100	1,700	2,300	2,100	2,200	2,500	2,100	2,100	2,300	2,000	26,000
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	2,200	1,800	1,800	1,400	2,000	1,800	1,900	2,200	1,800	1,800	2,000	1,700	22,400
38	馬宮保育園	20kVA	従量電灯C		2,200	1,900	1,900	1,700	1,900	1,900	2,000	2,000	1,700	1,700	1,900	1,800	22,600
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,900	1,600	1,600	1,400	1,600	1,600	1,700	1,700	1,400	1,400	1,600	1,500	19,000
39	三橋西保育園	18kVA	従量電灯C		1,800	1,500	1,500	1,400	1,600	1,700	1,700	1,700	1,500	1,700	1,600	1,500	19,200
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,500	1,200	1,200	1,100	1,300	1,400	1,400	1,400	1,400	1,200	1,400	1,300	1,200
40	上落合保育園	20kVA	従量電灯C		2,100	1,900	1,800	1,400	1,700	2,000	2,200	2,100	1,800	1,500	1,600	1,700	21,800
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,800	1,600	1,500	1,100	1,400	1,700	1,900	1,800	1,500	1,200	1,300	1,400	18,200
41	大戸保育園	20kVA	従量電灯C		1,800	1,600	1,500	1,400	1,700	1,800	1,800	1,900	1,600	1,600	1,600	1,500	19,800
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,500	1,300	1,200	1,100	1,400	1,500	1,500	1,600	1,300	1,300	1,300	1,200	16,200
42	下落合保育園	30kVA	従量電灯C		1,300	1,200	1,200	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,300	1,200	1,200	1,100	15,000
			内 訳	120kWhまで	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
				120kWhを超え 300kWhまで	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	2,160
				300kWhを超過	1,000	900	900	800	900	1,000	1,100	1,200	1,000	900	900	800	11,400

従量電灯B又はC

[illegible]

別紙2-2 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

従量電灯B又はC

番号	施設名称	契約電流(A) 又は 契約容量 (kVA)	契約種別	予定使用電力量(キロワット時)												合計
				令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
50	大谷場保育園	10A	従量電灯B	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
			内 訳	120kWhまで	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
				120kWhを超え 300kWhまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				300kWhを超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	大谷場保育園	15A	従量電灯B	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
			内 訳	120kWhまで	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
				120kWhを超え 300kWhまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				300kWhを超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	大谷場保育園	20A	従量電灯B	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
			内 訳	120kWhまで	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
				120kWhを超え 300kWhまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				300kWhを超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	大谷場保育園	20A	従量電灯B	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
			内 訳	120kWhまで	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
				120kWhを超え 300kWhまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				300kWhを超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	従量電灯C	983kVA		85,150	75,450	78,150	67,350	77,500	82,300	85,400	83,550	76,450	75,800	78,150	75,150	940,400
			内 訳	120kWhまで	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	67,680
				120kWhを超え 300kWhまで	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	101,520
				300kWhを超過	71,050	61,350	64,050	53,250	63,400	68,200	71,300	69,450	62,350	61,700	64,050	771,200

別紙2-2 各需要場所の契約電力及び月別予定使用電力量

従量電灯B又はC

番号	施設名称	契約電流(A) 又は 契約容量 (kVA)	契約種別	予定使用電力量(キロワット時)												合計
				令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	
小 計	従量電灯B	10A			85	75	95	85	95	75	95	85	95	95	95	1,070
			内 訳	120kWhまで	85	75	95	85	95	75	95	85	95	95	95	1,070
				120kWhを超え 300kWhまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				300kWhを超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		15A			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
			内 訳	120kWhまで	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
				120kWhを超え 300kWhまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				300kWhを超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		20A			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
			内 訳	120kWhまで	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
				120kWhを超え 300kWhまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				300kWhを超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	従量電灯B 合計				100	90	110	100	110	90	110	100	110	110	110	1,250
			内 訳	120kWhまで	100	90	110	100	110	90	110	100	110	110	110	1,250
				120kWhを超え 300kWhまで	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				300kWhを超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

夏 季：令和8年7月1日から令和8年9月30日までの期間

その他季：令和8年2月1日から令和8年6月30日までの期間及び令和8年10月1日から令和9年1月31日までの期間

低压

番号	施設名称		令和7年度（令和7年4月1日～令和7年3月31日）												合計
			令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	
1	岸町保育園	契約電力(kW)	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	－
		使用電力量(kWh)	2,892	2,403	1,529	866	1,595	4,115	4,506	4,704	2,430	1,048	1,341	2,502	29,931
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
2	領家保育園	契約電力(kW)	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	－
		使用電力量(kWh)	2,929	2,465	1,609	1,192	2,348	4,191	4,873	4,064	1,507	930	2,058	2,298	30,464
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
3	駒場保育園	契約電力(kW)	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	－
		使用電力量(kWh)	4,220	2,786	1,699	1,525	2,663	4,246	5,914	5,292	2,277	1,783	2,922	3,447	38,774
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
4	大久保保育園	契約電力(kW)	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	－
		使用電力量(kWh)	3,259	2,600	1,744	1,058	1,919	5,045	5,655	4,597	2,198	952	1,943	2,805	33,775
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	1,080
5	浦和中央保育園	契約電力(kW)	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	－
		使用電力量(kWh)	3,371	2,608	1,612	827	1,598	4,214	5,228	5,259	2,620	1,113	1,848	2,765	33,063
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
6	南浦和保育園	契約電力(kW)	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	－
		使用電力量(kWh)	3,404	2,834	1,893	979	1,786	4,390	4,639	4,186	2,960	1,300	1,600	2,822	32,793
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
7	田島保育園	契約電力(kW)	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	－
		使用電力量(kWh)	1,807	1,548	1,370	1,048	1,584	2,815	3,128	2,742	2,202	1,301	1,199	1,574	22,318
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
8	尾間木保育園	契約電力(kW)	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	－
		使用電力量(kWh)	2,959	2,139	1,240	995	2,235	5,046	6,873	5,123	1,416	830	2,188	2,806	33,850
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
9	原山保育園	契約電力(kW)	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	－
		使用電力量(kWh)	3,093	2,371	1,323	1,206	2,297	3,957	5,083	4,025	1,720	1,018	2,206	2,531	30,830
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
10	常盤保育園	契約電力(kW)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	－
		使用電力量(kWh)	2,937	2,178	1,376	710	1,254	3,336	3,613	3,177	1,469	852	1,679	2,414	24,995
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
11	常盤北保育園	契約電力(kW)	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	－
		使用電力量(kWh)	1,946	1,726	1,137	629	1,442	3,360	3,550	3,307	1,565	664	1,354	1,852	22,532
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－
12	文蔵保育園	契約電力(kW)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	－
		使用電力量(kWh)	2,178	1,828	1,737	615	638	1,747	3,607	2,962	2,647	886	815	2,052	21,712
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	－

低压

番号	施設名称		令和7年度												合計
			令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	
13	白幡保育園	契約電力(kW)	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	—
		使用電力量(kWh)	3,083	2,660	1,716	956	2,203	5,278	5,246	4,735	3,216	1,131	1,412	2,662	34,298
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
14	大谷場保育園	契約電力(kW)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	—
		使用電力量(kWh)	3,115	2,734	2,099	668	541	2,042	3,488	3,170	2,484	800	943	2,632	24,716
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
15	白鵜保育園	契約電力(kW)	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	—
		使用電力量(kWh)	2,298	1,987	1,288	644	984	2,364	3,154	2,639	1,345	877	1,510	1,937	21,027
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
16	東仲町保育園	契約電力(kW)	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	—
		使用電力量(kWh)	2,480	2,071	1,338	727	1,492	3,774	4,063	4,361	2,277	1,052	1,452	2,078	27,165
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
17	辻保育園	契約電力(kW)	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	—
		使用電力量(kWh)	2,427	2,129	1,487	630	1,140	2,943	4,021	3,601	2,558	1,036	1,312	2,059	25,343
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
18	大東保育園	契約電力(kW)	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	—
		使用電力量(kWh)	3,321	2,533	1,916	1,493	2,618	4,000	3,988	3,752	2,101	1,622	2,440	2,644	32,428
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
19	三室保育園	契約電力(kW)	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	—
		使用電力量(kWh)	1,287	1,076	1,136	1,030	1,238	1,467	1,549	1,407	1,122	1,151	1,135	1,067	14,665
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
20	西堀保育園	契約電力(kW)	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	—
		使用電力量(kWh)	3,379	2,594	1,644	979	1,617	3,751	4,686	4,159	2,048	1,313	2,051	2,793	31,014
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
21	針ヶ谷保育園	契約電力(kW)	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	—
		使用電力量(kWh)	4,538	4,019	2,774	1,598	2,813	5,482	6,001	5,225	2,978	1,780	3,130	4,124	44,462
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
22	上大久保保育園	契約電力(kW)	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	—
		使用電力量(kWh)	3,404	2,660	1,914	1,225	1,899	4,780	5,063	4,223	2,341	1,274	2,228	3,103	34,114
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
23	日進保育園	契約電力(kW)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	—
		使用電力量(kWh)	1,742	1,488	1,122	875	1,494	3,465	3,761	3,287	1,838	952	1,243	1,593	22,860
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
24	東大成保育園	契約電力(kW)	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	—
		使用電力量(kWh)	2,898	2,112	1,477	1,345	2,444	3,542	4,372	3,764	1,772	1,342	1,958	2,340	29,366
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—

低压

番号	施設名称		令和7年度													合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
25	宮原保育園	契約電力(kW)	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	

別紙3-1 各需要場所の電気使用実績(契約電力, 使用電力量, 力率)

低圧

番号	施設名称														合計
			令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	
37	指扇保育園	契約電力(kW)	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	—
		使用電力量(kWh)	2,467	2,013	1,303	783	1,281	3,539	4,642	4,027	1,957	1,039	1,501	2,169	26,721
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
38	泰平保育園	契約電力(kW)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	—
		使用電力量(kWh)	2,037	1,564	994	797	1,763	3,017	3,054	3,097	1,495	792	1,392	1,548	21,550
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
39	馬宮保育園	契約電力(kW)	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	—
		使用電力量(kWh)	2,118	1,635	1,174	808	1,315	2,619	2,881	2,819	1,421	1,069	1,450	1,668	20,977
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
40	三橋西保育園	契約電力(kW)	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	—
		使用電力量(kWh)	3,090	2,400	1,518	757	1,424	4,223	4,638	4,496	1,925	900	1,973	2,551	29,895
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
41	上落合保育園	契約電力(kW)	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	—
		使用電力量(kWh)	2,146	1,870	1,570	1,142	1,661	2,414	2,552	2,615	2,197	1,469	1,307	1,562	22,505
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
42	大戸保育園	契約電力(kW)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	—
		使用電力量(kWh)	2,231	1,602	1,517	1,245	1,482	1,769	1,926	2,007	1,506	1,534	2,069	2,063	20,951
		力率(%)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	—
43	下落合保育園	契約電力(kW)	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	—
		使用電力量(kWh)	2,498	2,042	1,844	1,384	1,896	2,914	3,598	3,569	2,695	1,463	1,368	1,669	26,940
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
44	八王子保育園	契約電力(kW)	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	—
		使用電力量(kWh)	2,928	2,423	1,860	1,102	1,430	2,851	3,765	3,331	2,755	1,488	1,628	2,635	28,196
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
45	岩槻本町保育園	契約電力(kW)	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	—
		使用電力量(kWh)	2,222	1,533	1,153	1,114	2,141	3,845	4,246	3,452	1,644	1,081	1,875	2,080	26,386
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
46	諏訪保育園	契約電力(kW)	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	—
		使用電力量(kWh)	4,023	2,902	2,054	1,853	3,342	5,475	6,584	5,545	2,205	1,838	2,863	3,171	41,855
		力率(%)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	—
47	美幸保育園	契約電力(kW)	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	—
		使用電力量(kWh)	2,464	1,815	1,467	1,429	2,288	4,015	4,671	4,088	1,671	1,348	1,935	2,087	29,278
		力率(%)	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	—
最大需要電力合計		最大需要電力(kW)	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	—	
使用量合計		使用電力量(kWh)	131,021	105,185	75,129	54,524	80,978	166,923	199,267	177,757	99,460	54,632	82,181	111,935	1,338,992

番号	施設名称		契約種別													
				令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	合計
1	岸町保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	-
		使用電力量(kWh)		1,563	1,437	1,429	1,266	1,671	1,682	1,626	1,830	1,548	1,443	1,496	1,255	18,246
2	領家保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	-
		使用電力量(kWh)		1,654	1,463	1,600	1,462	1,717	1,726	1,619	1,664	1,471	1,510	1,565	1,352	18,803
3	駒場保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	-
		使用電力量(kWh)		1,431	1,132	1,280	1,218	1,494	1,634	1,426	1,478	1,241	1,275	1,227	1,179	16,015
4	大久保保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	-
		使用電力量(kWh)		1,816	1,697	1,827	1,531	1,770	1,873	1,889	1,754	1,714	1,713	1,754	1,537	20,875
5	浦和中央保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	-
		使用電力量(kWh)		1,928	1,738	1,741	1,540	1,792	1,912	1,972	2,091	1,797	1,787	1,811	1,600	21,709
6	南浦和保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	-
		使用電力量(kWh)		1,777	1,607	1,869	1,578	1,941	1,967	1,901	1,857	1,808	1,743	1,823	1,604	21,475
7	田島保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-
		使用電力量(kWh)		3,257	3,012	3,626	3,039	3,383	3,493	3,770	3,409	3,245	3,282	3,264	3,006	39,786
8	尾間木保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	-
		使用電力量(kWh)		2,218	1,972	2,306	2,006	2,275	2,290	2,305	2,162	2,276	2,208	2,192	1,975	26,185
9	原山保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	-
		使用電力量(kWh)		1,205	1,104	1,230	1,015	1,233	1,302	1,383	1,320	1,221	1,162	1,269	1,127	14,571
10	常盤保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	-
		使用電力量(kWh)		1,327	1,108	1,086	1,042	1,221	1,555	1,418	1,470	1,181	1,230	1,134	1,055	14,827
11	常盤北保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	-
		使用電力量(kWh)		1,797	1,662	1,642	1,294	1,526	1,623	1,605	1,599	1,476	1,440	1,686	1,611	18,961
12	文蔵保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	-
		使用電力量(kWh)		1,148	1,074	1,115	936	913	1,073	1,272	1,178	1,071	1,049	972	1,118	12,919
13	白幡保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	-
		使用電力量(kWh)		2,858	2,450	2,363	1,703	1,875	1,999	2,129	2,072	1,963	1,933	2,447	2,704	26,496
14	白鰐保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	-
		使用電力量(kWh)		1,065	971	985	759	869	1,020	1,156	1,035	902	903	922	935	11,522
15	東仲町保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	-
		使用電力量(kWh)		1,516	1,331	1,378	1,147	1,453	1,553	1,545	1,716	1,426	1,390	1,470	1,240	17,165
16	辻保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	-
		使用電力量(kWh)		1,372	1,243	1,266	948	1,040	1,113	1,440	1,381	1,331	1,260	1,322	1,314	15,030
17	大東保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	-
		使用電力量(kWh)		2,185	1,866	2,020	1,761	2,147	2,145	2,002	2,091	1,753	1,735	2,104	1,820	23,629
18	三室保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	-
		使用電力量(kWh)		1,893	1,611	1,677	1,538	1,794	1,873	1,948	1,850	1,747	1,797	1,708	1,617	21,053
19	西堀保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	-
		使用電力量(kWh)		1,183	1,042	1,075	931	1,101	1,217	1,273	1,244	1,106	1,134	1,072	1,011	13,389
20	針ヶ谷保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	-
		使用電力量(kWh)		1,751	1,569	1,614	1,385	1,601	1,810	1,729	1,709	1,408	1,366	1,535	1,550	19,027
21	上大久保保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	-
		使用電力量(kWh)		1,761	1,559	1,595	1,384	1,604	1,837	1,958	1,859	1,661	1,595	1,556	1,558	19,927
22	日進保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	-
		使用電力量(kWh)		1,959	1,773	1,864	1,598	1,801	1,988	2,095	1,995	1,813	1,846	1,816	1,787	22,335
23	東大成保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	-
		使用電力量(kWh)		1,635	1,365	1,388	1,240	1,426	1,354	1,445	1,435	1,306	1,418	1,472	1,371	16,855

別紙3-2 各需要場所の電気使用実績(契約電力(kVA), 使用電力量)

従量電灯B又はC

番号	施設名称		契約種別													
				令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	合計
24	宮原保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	-
		使用電力量(kWh)		1,473	1,353	1,516	1,325	1,573	1,695	1,681	1,707	1,514	1,485	1,513	1,299	18,134
25	三橋保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	-
		使用電力量(kWh)		1,998	1,787	1,953	1,643	2,052	2,173	2,020	1,955	2,039	1,900	2,046	1,807	23,373
26	天沼保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	-
		使用電力量(kWh)		3,188	2,990	3,022	2,341	2,250	2,497	2,626	2,608	2,503	2,402	2,531	3,044	32,002
27	日進西保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	-
		使用電力量(kWh)		1,105	967	965	856	975	1,050	1,105	1,105	941	976	964	952	11,961
28	上小保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	-
		使用電力量(kWh)		1,817	1,510	1,618	1,533	1,759	1,841	2,014	1,915	1,740	1,725	1,640	1,510	20,622
29	大成保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	-
		使用電力量(kWh)		1,684	1,484	1,474	1,140	1,288	1,482	1,575	1,442	1,392	1,246	1,331	1,501	17,039
30	片柳保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	-
		使用電力量(kWh)		913	841	902	736	753	842	883	830	840	835	758	875	10,008
31	植水保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	-
		使用電力量(kWh)		1,363	1,204	1,188	942	1,166	1,186	1,167	1,265	1,115	1,140	1,235	1,110	14,081
32	東大宮保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	-
		使用電力量(kWh)		1,377	1,270	1,389	1,201	1,485	1,527	1,452	1,478	1,406	1,364	1,470	1,228	16,647
33	寿能保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	-
		使用電力量(kWh)		1,769	1,465	1,595	1,416	1,646	1,691	1,768	1,643	1,513	1,670	1,643	1,527	19,346
34	奈良保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	-
		使用電力量(kWh)		2,110	1,750	1,895	1,691	1,940	2,077	1,859	1,868	1,916	2,036	2,013	1,778	22,933
35	七里東保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	-
		使用電力量(kWh)		1,267	1,216	1,259	1,101	1,063	1,217	1,318	1,201	1,175	1,175	1,117	1,253	14,362
36	指扇保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	-
		使用電力量(kWh)		2,060	1,833	1,882	1,710	1,939	2,160	2,305	2,209	1,939	1,950	1,918	1,786	23,691
37	泰平保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-
		使用電力量(kWh)		2,500	2,079	2,043	1,679	2,225	2,017	2,182	2,482	2,078	2,076	2,286	1,965	25,612
38	馬宮保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	-
		使用電力量(kWh)		2,199	1,885	1,865	1,650	1,816	1,877	1,903	1,944	1,617	1,632	1,890	1,760	22,038
39	三橋西保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	-
		使用電力量(kWh)		1,795	1,475	1,474	1,344	1,591	1,662	1,649	1,697	1,411	1,601	1,569	1,422	18,690
40	上落合保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	-
		使用電力量(kWh)		2,080	1,810	1,795	1,377	1,638	1,912	2,121	2,087	1,761	1,443	1,514	1,646	21,184
41	大戸保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	-
		使用電力量(kWh)		1,723	1,531	1,488	1,397	1,635	1,739	1,752	1,837	1,527	1,567	1,502	1,413	19,111
42	下落合保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	-
		使用電力量(kWh)		1,268	1,102	1,184	1,022	1,145	1,298	1,396	1,441	1,266	1,109	1,161	1,041	14,433
43	八王子保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	-
		使用電力量(kWh)		2,020	1,727	1,725	1,508	1,834	2,254	2,545	2,220	2,133	1,842	1,608	1,748	23,164
44	岩槻本町保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	-
		使用電力量(kWh)		2,825	2,436	2,387	1,917	2,044	1,864	1,850	1,760	1,985	2,135	2,456	2,531	26,190
45	諏訪保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	-
		使用電力量(kWh)		1,298	1,012	1,015	917	1,167	1,232	1,397	1,348	994	1,048	1,114	1,122	13,664
46	美幸保育園	契約容量(kVA)	従量電灯C	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	-
		使用電力量(kWh)		1,915	1,567	1,573	1,439	1,723	1,972	2,292	1,966	1,597	1,639	1,635	1,722	21,040

従量電灯B又はC

[illegible]

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得 (物品の製造の請負、買入れ、修理(物品等の賃貸借を除く))

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この心得は、さいたま市が締結する物品の製造の請負、買入れ、修理契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者が熟知すべき事項について定めるものとする。
- 2 入札説明書における定めは、この心得の規定に優先する。

第2章 入札執行前の手続

(公告及び公示)

- 第2条 一般競争入札における公告又は指名競争入札における公示は、さいたま市契約公報に登載することにより行われ、その内容は、財政局契約管理部契約課において閲覧できる。

(入札説明書)

- 第3条 入札説明書は、公告又は公示の定めるところにより交付する。
- 2 競争入札の対象となる物品の仕様その他の明細については、入札説明書に記載しないことがある。この場合、別途当該事項についての説明書を入札説明書に定めるところにより交付する。

(入札に参加する者に必要な資格)

- 第4条 競争入札に参加することができる者は、当該入札について、さいたま市の競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であり、かつ、当該入札の公告、公示又は入札説明書(以下「入札説明書等」という。)に掲げる必要な要件(以下「審査要件」という。)を満たしている者に限る。
- 2 名簿に登載されている者(以下「有資格者」という。)であっても、入札期日において審査要件を満たしていない者は、当該入札に参加する資格を有しない。

(資格審査)

- 第5条 資格審査は、競争入札に参加しようとする者の申請に基づき行い、公告又は公示に定める期間内において随時に受け付けるものとする。
- 2 有資格者は、この手続を要しない。

(競争入札参加申込及び資格確認申請)

- 第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定めるところにより、競争入札参加申込兼資格確認申請書に必要な書類を添えて提出しなければならない。
- 2 入札参加資格の確認が終了したときは、その結果について、競争入札参加資格確認結果通知書(以下「結果通知書」という。)を申請者に通知する。
- 3 有資格者が確認申請の日に審査要件を満たしていなかったことが明らかとなったとき又は入札期日に審査要件を満たさないこととなることが確定したときは、当該入札の参加資格を取り消すことがある。この場合、取消しの対象となった者に対してその旨及びその理由を通知する。
- 4 前項までの規定は、指名競争入札において、指名されるために必要な要件を備えていながら、指名されなかった者に対する申請に準用する。この場合、公告とあるのは公示と読み替えるものとする。

(入札保証金の納付等)

- 第7条 入札に参加しようとする者は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号。以下「契約規則」という。)又は入札説明書等の定めるところにより、入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、入札説明書

等に定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

- 2 申請に基づく入札保証金の免除が行われる場合において、契約規則第9条の規定により入札保証金の免除を希望する者は、入札説明書等の定めるところにより入札保証金免除申請書を前条第1項の書類と合わせて提出しなければならない。
- 3 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を前条第2項の通知と合わせて申請者に通知する。

第3章 入札の執行

(入札の延期等)

第8条 妨害、不正行為又は第6条第2項の通知において参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）の連合その他入札を公正に執行することができない事由を生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し又は入札を取りやめることがある。この場合、その旨公示するものとする。

- 2 第2条の規定は、前項の公示について準用する。

(入札執行)

第9条 入札者（当該入札期日における入札に関する権限を有する者であつて、入札書を提出するために入札場所に入室する者をいう。）は、入札説明書等に定める入札期日及び時刻に結果通知書その他入札説明書等に定める書類を持参の上、入札場所に集合しなければならない。

- 2 入札場所に入室することができる者は、入札者又は開札の立会いに関する権限を有する者（以下「入札参加者等」という。）に限るものとする。
- 3 入札参加者等は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）委任状（当該入札期日における入札に関する権限又は開札の立会いに関する権限を委任された者が入札場所に入室した場合に限る。）

（2）前号に掲げるもののほか入札説明書等に定める書類

- 4 指定の時刻に遅れた者の入札場所への入室は認めない。
- 5 入札参加者等の入札執行途中での退室は認めない。

(入札書等の提出)

第10条 入札者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、封書にして入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札者は、前項の入札書の提出のときに、あわせて次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）所定の入札保証金若しくはこれに代わる担保の納付又は免除を証する次に掲げる書類

ア 入札保証金を納付したとき	領収書の写し
イ 入札保証金に代わる担保を納付したとき	保管有価証券受領書の写し
ウ 入札保証保険契約を締結したとき	保険証券の写し
エ 入札保証金の免除決定を受けたとき	結果通知書

（2）入札金額見積内訳書（提出を義務付けられたときに限る。）

（3）前2号に掲げるもののほか、入札説明書等に定める書類

(郵便による入札書の提出)

第11条 郵便により入札書を提出するときは、封書した入札書及び前条第2項各号に掲げる書類を入札説明書等に定めるところにより郵送しなければならない。

(入札金額)

第12条 入札は、入札参加者又は入札者が見積もった価格の110分の100の価格により行わなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第13条 一度提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることはできない。ただし、公告又は公示の修正を行った場合には、当該公告に係る一般競争入札又は当該公示に係る指名競争入札に参加しようとする者が入札書を変更し、再提出することができるものとする。

(開札)

第14条 開札は、第9条の規定による書類の提出後直ちに、当該入札場所において、入札参加者等の立会いのもとに行う。

2 開札のとき、当該入札に係る入札参加者等が入札場所にいない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第15条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項(金額を除く。)を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札に参加する資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(8) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

(10) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札

(11) 明らかに連合によると認められる入札

(12) 金額を訂正した入札書による入札

(13) 入札時提出書類(第10条第2項及び第11条の規定により提出する書類(第11条の規定により提出する書類にあっては、入札書を除く。)をいう。)を提出しない者がした入札、所定の方法と異なる方法による入札その他入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第16条 落札者は、予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者とする。

(くじによる落札者の決定)

第17条 落札とすべき同額の入札が複数あるときは、直ちに当該入札をした入札参加者等にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(落札者決定の保留)

第18条 物品の製造又は修理の請負契約において、落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の110分の100の価格未満の入札(以下「低価格入札」という。)があるときは、第16条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。

2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札(低価格入札以外の入札にあっては、最低の価格のものに限る。)の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者等にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(低価格入札の調査)

第19条 前条第1項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち最も入札価格の低いものについて、次の各号の一に該当するものでないかを調査し、該当する

と認められないときは、当該入札をした入札者を落札者とする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札参加者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
 - (2) 当該入札参加者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる入札
- 2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。
- 3 すべての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が最も高いもの）をした者を落札者とする。
- 4 低価格入札をした入札参加者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。
- (再度入札)**

第20条 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果の発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、再度入札を行わない。
 - (1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低価格入札があったとき。
 - (2) 再度入札に参加することができる者がいないとき。
- 4 再度入札は1回限りとする。
- 5 第10条第1項及び第12条から第19条までの規定は、再度入札に準用する。

(不調時の取扱い)

第21条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

- 2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。
- 3 再度入札において低価格入札がなかった場合、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において直ちに、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。
- 4 再度入札において低価格入札があった場合、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。
 - (2) 見積書の提出期日において、随意契約の相手方となることを希望する者から見積書及び見積書提出期日における見積権限を委任された者が見積りをするときにあつては委任状を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

(公正な入札の確保)

第22条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退等)

第23条 入札参加者は、入札書の提出前に限り、入札を辞退することができる。ただし、郵便により入札書を提出する場合は、入札書が送付先に到達する前までに限るものとする。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に定めるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行の前にあつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参又は郵送（郵送については入札日の前日までに到着するものに限る。）により行うものとする。

(2) 入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行うものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第4章 入札執行後の手続

(入札結果等の通知)

第24条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書にて通知する。

2 前項の通知が落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないとき、落札決定は効力を失う。

3 第21条第3項及び第4項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を当該契約の相手方に通知する。

4 落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに次に掲げる事項を書面により通知する。

(1) 落札者が決定したこと

(2) 落札者の氏名及び住所

(3) 落札金額

(4) 当該請求を行った入札参加者が落札者とならなかった理由

(5) 当該請求を行った入札参加者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由

5 前項の請求をする者は、市長に対し、不落札理由開示請求書を提出するものとする。

(消費税の課税についての届出)

第25条 落札者が免税事業者である場合については、落札が決定した後、免税事業者届出書を提出しなければならない。

(入札保証金の還付)

第26条 入札参加者は、落札者が決定したとき又は再度入札によってもなお落札者がいないときは、入札保証金の還付を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の入札保証金の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 契約を締結するまでは、還付の請求をすることができない。

(2) 納付すべき契約保証金があるときは、これに充当する。

(3) 第24条第2項の規定により落札決定が効力を失ったときは、没収する。

第5章 契約の締結

(契約の確定)

第27条 契約は、市長（市長から契約締結権限の委任を受けた者を含む。）及び契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(市議会の議決を要する契約)

第28条 本契約が、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条に該当する場合は、さいたま市議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

附 則

この心得は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成２６年１月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この心得は、平成２６年４月１６日から施行する。

(経過措置)

２ この心得による改正後のさいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（物品の製造の請負、買入れ、修理（物品等の賃貸借を除く））の規定は、この心得の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

この心得は、令和元年１０月１日から施行する。

さいたま市電気需給契約基準約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらに対する質問回答書等を含む。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする電力の供給の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書等に基づき、発注者の需要場所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。
- 3 機器の設置その他電力を供給するために必要な一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約に関して発注者と受注者間で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して発注者との受注者間で用いる用語は、特別の定めがある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第89号）の定めるところによるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第35条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

- 第3条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

- 第4条 受注者が一般送配電事業者と接続供給契約等を締結し、発注者に電気の供給を行う場合において、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、受注者が負担するものとする。

(高压電力の契約)

- 第5条 契約電力が500キロワット以上の場合において、当該契約電力は、使用する負荷設備及び受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、操業度等を基準とし、発注者と受注者とが協

議し定めるものとする。

- 2 前項の契約電力は、契約上使用できる電気の最大需要電力であり、第11条の計量により算定する値が原則としてこれを超えないものとする。

第6条 契約電力が500キロワット未満の場合において、各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- (1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。
- (2) 契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきとき。

(低圧電力の契約)

第7条 契約電力が50キロワット未満の場合において、当該契約電力は、使用する負荷設備及び受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、操業度等を基準として、発注者と受注者とが協議し定めるものとする。

- 2 前項の契約電力は、契約上使用できる最大電力である。

(契約電力の変更)

第8条 第5条第1項及び前条第1項の規定による契約において、契約電力を変更する場合は、発注者と受注者とが協議をし、これを変更するものとする。

- 2 契約電力が500キロワット以上の場合において、発注者が、前項の協議を経ずに契約電力を超えて電力を使用したときは、発注者と受注者とが協議をし、契約超過金の支払いの適否及びその金額を決定するものとする。
- 3 第6条の場合において、最大需要電力が500キロワット以上になるときは、契約電力を発注者と受注者とが協議し速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第6条によって定めることとする。

(電灯の契約)

第9条 電灯の契約をする場合における契約容量及び契約電流は、発注者と受注者との協議によって、使用する負荷設備及び受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、操業度等を勘案し、これを定めるものとする。

- 2 前項の契約容量及び契約電流は、契約上使用できる電気の最大容量及び最大電流とする。

(契約容量等の変更)

第10条 前条第1項の規定による契約において、契約容量又は契約電流を変更する場合は、発注者と受注者とが協議をし、これを変更するものとする。

(使用電力量等の計量)

第11条 計量日は、一般送配電事業者が定める日とし、受注者は、計量日に計量器に記録された値を読み取り、使用電力量等を算定し、発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに契約の履行を確認しなければならない。

3 計量器の故障又は受注者の責めによって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、過去の実績等を参考とし、発注者と受注者とが協議して使用電力量等を算定するものとする。

(料金の算定期間)

第12条 この契約に係る料金の算定期間は、原則として前月の計量日から当該月の計量日の前日までとする。

(料金の支払い)

第13条 受注者は、第11条第2項の確認又は第3項の算定の終了後、発注者に供給済の電力量等に相応する契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、第1項の規定による請求を受けた時は、その日から起算して30日以内に供給済の電力量等に相応する契約代金を支払わなければならない。

(履行報告)

第14条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(材料等の品質)

第15条 材料等の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

(仕様書等の変更)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約代金の変更方法等)

第17条 契約代金の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 需給期間内に契約の全部又は一部が履行されなかったとき。

(2) 第24条各号又は第25条各号に定める事由があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量等に基づき、「契約金額一覧」の2に準じ

て算定した料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に110分の10を乗じて得た金額（円未満の端数は切り捨てるものとする。）を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第24条又は第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第25条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る損害賠償金等）

第19条 この契約に関し、受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として契約期間に係る契約電力及び予定使用電力量等に基づき、「契約金額一覧」の2に準じて算定した金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者又は受注者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受注者等」という。）が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受注者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) この契約に関し、受注者（受注者が法人の場合においては、その役員又は使用人）の独占禁止法第89条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による電力の供給の完了前後を問わない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合におい

て、発注者がその超える分について受注者に対し請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第20条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額から、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）に110分の10を乗じて得た金額（円未満の端数は切り捨てるものとする。）を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対し、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(第三者による代理受領)

第21条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(機密の保持)

第22条 発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、この契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第23条 発注者は、契約の履行が完了しない間は、次条又は第25条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行

の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力を供給しないとき。
- (2) 契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 電力を供給することができないことが明らかであるとき。
- (3) 電力の供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第27条又は第28条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) 第19条第1項第1号又は第2号に該当するとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第26条 第24条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第27条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第28条 受注者は、第16条の規定により仕様書等を変更したため契約代金が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第29条 第27条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第30条 発注者は、第23条、第24条、第25条、第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給済みの電力量等に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

（不当介入等に対する措置）

第31条 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団関係者から不当な介入を受けたときは直ちに発注者に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

2 受注者は、当該契約の履行に係る契約をしていた第三者が暴力団関係者から不当な介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該者に対して、警察に通報するよう指導しなければならない。

（臨機の措置）

第32条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、

発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第33条 契約の履行について生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(損害賠償)

第34条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(紛争の解決)

第35条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停によりその解決を図る。

2 発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができない。

(補則)

第36条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この約款は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成 23 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この約款は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、平成 29 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この約款は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。